

令和 6 年度

一般会計補正予算書

蕨 市

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

埼玉県蕨市長 頼 高 英 雄

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 25 日

埼玉県蕨市長 頼 高 英 雄

令和 6 年度蕨市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度蕨市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 6 , 8 0 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 , 5 1 3 , 5 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		千円 266,763	千円 166,808	千円 433,571
	1 基金繰入金	266,763	166,808	433,571
歳入合計		31,346,695	166,808	31,513,503

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 3,055,000	千円 166,808	千円 3,221,808
	1 保健衛生費	1,494,648	166,808	1,661,456
歳 出 合 計		31,346,695	166,808	31,513,503

蕨市一般会計

歳入歳出補正予算（第8号）事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
18 繰入金	266,763	166,808	433,571
歳入合計	31,346,695	166,808	31,513,503

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 衛生費	3,055,000	166,808	3,221,808
歳 出 合 計	31,346,695	166,808	31,513,503

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	166,808
0	0	0	166,808

2 歳 入

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	5,263	166,808	172,071
計	266,763	166,808	433,571

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	166,808	01 財政調整基金繰入金	166,808

18款 繰入金

3 歳 出

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防費	657,029	166,808	823,837	0	0	0	166,808
計	1,494,648	166,808	1,661,456	0	0	0	166,808

(単位:千円)

節			目 の 説 明	
区 分	金 額	説 明		
22 償還金利息 及び割引料	166,808	41返還金	166,808	001予防費 166,808 01一般事務費 166,808

4 款 衛生費